

食物アレルギー

対策について



問

アレルギー疾患で苦しんでいる人は3人に1人から2人に1人に近づき、学校保健統計調査によると、ぜん息の子どもは10年前に比べると幼稚園から高校まで倍増している。厚生労働省の統計では、アトピー性皮膚炎も幼児は1歳児で10人に1人と倍増し、3歳児でも1.7倍と広まっている。

アレルギー疾患には、アトピー性皮膚炎、ぜん息や食物アレルギー、花粉症などがあり、中でも食物アレルギーは乳幼児を中心に増加の傾向にある。

アレルギーとなる卵、牛乳、乳製品、小麦粉、そば、落花生などがある、子供や親にとって、本来栄養となるべき食物が、逆に体に異常をきたし、楽しいはずの食事が異常に神経を過敏にさせ、大変な心の負担になっている。

原因や治療法などまだ解

明はされていないが、国は

「免疫アレルギー科学総合研修センター」を設立し、効果的な研究が進められ食物アレルギー疾患の早期克服が期待されている。

今後の大きな課題は、アレルギーの病状が好転するまで長い期間がかかることと、検査や医療費がかさむことから、幅広い対応が求められている。

次の点について伺う。
①アトピーへの相談窓口の設置について。
②保育所、幼稚園、小、中学校の実態と現状、今後の対応について。
③関係職員の研修と養成について。

町長

①乳幼児健診や保健福祉センター等で実施している健康相談の場で、アトピー性皮膚炎等の相談を受けている。

乳幼児健診では、問診時にアトピー等の皮膚疾患を

疑う相談があった場合には、医師の診断を受け、精密検査の必要があれば指示が出されるシステムになっている。

アトピー専門の相談窓口は、専門職の配置やアフターケアシステムの構築が必要となり、道内的にも専門医が限られ、本町規模の自治体での相談窓口の設置は難しい。

厚生労働省の補助を受け、財団法人日本アレルギー協会が電話相談窓口を開設しており、これらの周知やきめ細かな情報提供など、現行の健康相談や乳幼児検診の中で、適切に対応したい。

②各学校では、新学期に、家庭状況調査票を提出していただき、食物アレルギーの有無等について、実態把握を行っている。

平成20年度の調査票の集計では、幼稚園では5.9%、小学校では6.6%、中学校では3.5%の子供たちが食物アレルギー症状を有している。

認可保育所では、平成20年11月現在、3.6%、幕

別地域のへき地保育所では7.0%、忠類地域のへき地保育所は該当者がいない。児童生徒個々の症状や程度、症状誘発の原因となる食品の特定等、正確な情報の把握に努め、教職員全員の共通理解による体制づくりに進め、発症の未然防止に努めている。

唯一の予防方法は原因となる食物を摂取しないことであり、給食センターが毎月発行する給食だよりの献立表の他に、対象者に対し、事前にアレルギー物質を含む食材の使用について通知し、保護者からの申し出に

より、日によっては弁当を持参する等の対応を行っている。

アレルギーの原因物質を取り分けることが可能な場合は、児童生徒自らがアレルギー食材を除去して食べないように努めているが、給食の際には、担任教師が家庭からの情報をもとに十分な見守りを行い、配慮している。

認可保育所では、町の栄養士が代替食品、調理方法等の献立表を別途作成し、

保護者に確認した上で別メニューによる給食、または代替食を提供している。共同調理場方式を採用している給食センターでは、児童生徒一人ひとりのアレルギー症状に対応した個別食を提供することは、現状の施設形態では困難であり、保護者、学校、給食センターの連携を図り、アレルギー症状の発症を予防するよう最大限の努力に努めている。

認可保育所においては、今後も別メニューによる給食や、代替食の提供を継続していく。

③十勝教育研修センターでは、毎年、養護教諭や学校栄養職員を対象とした講座が開設され、食物アレルギーの専門家による講座など、知識の習得に努めている。

専門医が少ない地方において、研修の場は少ないが機会を見つけて、積極的に研修に派遣し、関係職員が情報の共有を図り、共通認識のもと、アレルギー対策

に取り組んでいく。